

「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき
協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」の一部改正案に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 告示（案）11-4 年間の目安ガス料金の算出内容について <p>都市ガス料金 t : 156 の価格についてこの価格は、都市ガス最大手で価格の低い東京ガスの 30 立法メートルの平均 1 立法メートル当たりの金額と等しいが、地方の都市ガス料金とかけ離れて安い。これは不当な差別単価と言える。</p> <p>L P ガス料金については、都市ガス供給区域内においては、カロリー換算で同等の価格で販売しているところも多くあり、都市ガス供給区域外においては電力とのカロリー比較により価格を下げているところもあることからみると高いと思われる。そう考えると都市ガスの価格も全国の平均価格とする必要があることから全国の都市ガス事業者の平均的単価としてもらいたい。</p> <p>その他、都市ガス 11000 kcal 、 L P ガス 24000kcal と立法メートル当たりのカロリー数が異なることから一般消費者からみると L P ガスが異常に高く見えることから電気との比較するうえで、 kw/h 換算による料金で算出して併記することとしてもらいたい。</p> <p>また、分科会の取りまとめ 5 ページにある単価表において電気は kw/h となっており、比較においても同様に都市ガス、 L P ガス、灯油等について kw/h 当たりの単価に統一して貰いたい。</p> 	<p>【1～5の御意見に対する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売事業者表示制度は、家庭部門における更なる省エネを進めるため、消費者に対して機器の省エネ性能に関する情報提供を行うことで、省エネ性能の高い機器の選択を促すことを目的としております。 こうした中、温水機器に係る小売事業者表示制度については、有識者からなる委員や関係業界団体等からなるオブザーバーで構成される「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループ」において、消費者に対してより分かり易い情報提供を行う観点から議論を行い、今回、改正案を作成するに至りました。 同ワーキンググループでは、温水機器に係るエネルギーを一次エネルギー換算した効率の評価方法や温水機器の横断的な多段階評価基準の設定、温水機器を 1 年間使用した場合の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金の統一省エネラベルへの表示方法、地域や世帯人数に応じた多段階評価点や各料金の換算方法、各料金算出のための単価の設定等について幅広く議論をした上で取りまとめを行っております。今回の改正案は、その取りまとめ内容に則して作成したものであり、関係者の御意見を踏まえた、公平な制度になっていると認識しております。
2	<ul style="list-style-type: none"> 告示（案）11-4 年間の目安ガス料金の算出内容について <ol style="list-style-type: none"> エネルギー間比較の公平性について <p>今回の告示改正案の単価算出根拠がワーキング取りまとめにて示されているが、都市ガスは、東京ガス・大阪ガスの大手都市ガス会社、電気も同様に大手電力会社の一般料金を基に、 L P ガスだけは、関東甲信及び近畿の家庭部門の CO2 排出実態統計調査の値を基にとあるが、公平な比較を行うのであれば、 L P ガスも都市部の大手 L P ガス事業者の標準価格を基にすべきである。 L P ガス料金は元々自由料金制を採用しており、エネルギー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル上の目安料金については、東京・大阪の 4 人世帯等を想定した 1 年間あたりのエネルギー使用量に東京・大阪の 4 人世帯等の平均的なエネルギー単価を乗じて算出し、表示

	<p>間競争激化の中、企業努力により単価設定されている 706 円/m³を大きく下回わり、料金を公表している事業者も多く、消費者に誤解を与えるような表示はすべきでない。LPガスは、災害に強い分散型のエネルギーとして基本計画や国土強靱化計画において有用性が記載されており、他のエネルギーと公平に扱うべきである。</p> <p>2. 目安使用料金のラベル表示について</p> <p>表示ラベルに記載された料金は、あくまでも目安で地域や世帯人数などで異なるので、QRコードを活用して確認下さいと記載されているが、消費者が面倒な手順を踏むとは思えず、QRコード利用は期待できない。逆に表示ラベルに大きく記載された金額しか見ないので、目安使用料金の安い機器を選択することになる。本来の省エネ性能の比較になっていない。国策として石油・ガスから電気へ、消費者が電気温水器を選択するよう誘導している意図が明白である。エネルギー業界全体で脱炭素社会に向か、更なる省エネに努力しているところであり、まずは電化ありきではなく、供給側の電源の非化石化から取り組むべきである。そうした点を踏まえ目安という曖昧な使用料金のラベル表示には反対します。</p>	<p>することとしており、信頼性等の観点も考慮しながら、当該条件に近い単価設定となるような各データ等を採用しています。単価については、電気料金は円/kWh、ガス料金は円/m³、灯油料金は円/Lで市場取引されていることから、統一省エネラベル上の単価もそのように表示しております。QRコードについては、黄色枠を付けることで消費者の目に留まり、多くの方に活用いただけるよう配慮しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度では、温水機器に係る統一省エネラベルで表示する多段階評価点や、機器を1年間使用した場合の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金が、一定の前提の下に算出されたものであることを消費者に明確に示すとともに、統一省エネラベル上のQRコードを読み取った先のページにおいて、機器を使用する条件（地域や世帯人数等）に合わせて、目安料金を算出できること等を分かり易く伝え、消費者が、より実態に即した情報で省エネ機器の選択を行えるようにしたいと考えております。 ● なお、今回の改正案は、上述のとおり、消費者に対してより分かり易い情報提供を行う観点から行ったものであり、特定のエネルギー種の機器の購入を促すことは目的としておりません。
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 告示（案）11-4 年間の目安ガス料金の算出内容について <ul style="list-style-type: none"> 1. 今までの電気に限った統一省ラベル表示に、エネルギー種別が異なる機器を加える際は、年間エネルギー使用量料金等の料金表示は、公平公正な表示制度にすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・各エネルギーの料金制度は自由料金であり、目安料金や単価を記載すべきでないと考える。 ・省エネ性能やCO₂排出係数など環境負荷基準による多段階評価制度及び省エネラーリング制度のみにすべきである。 ・供給設備設置費用を毎月の基本料金で回収しているLPガスと、宅地内のガス設備設置費用をガス供給開始前に工事費として回収できている都市ガスとでは前提条件が違う。 2. 目安年間エネルギー使用料金等による評価制度を導入するのであれば、各 	

	<p>エネルギー単価を公平に比較できる換算基準で標記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各エネルギーの単価単位はまちまちであり、消費者がそのまま2桁と3桁の単価を比較すると誤認する恐れがある。 ワーキンググループ取りまとめ資料の47ページにある、各熱源の換算係数、ガス 46.05MJ/m³、L P 104.22MJ/m³、灯油 37.04MJ/リットルの MJ 単位を電気も同様に用いて、MJあたりの単価に換算し表現するのも方法と考える。また、すべてのエネルギーを電気の単位である円/kWhに換算し、あるエネルギーを1とした場合で比較するのも方法である。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 告示（案）11-4 年間の目安ガス料金の算出内容について <ol style="list-style-type: none"> 料金単価設定の公平性について <p>今回の告示改正案の目安ガス料金の算出方法については、ワーキングのとりまとめにおいて単価算出の根拠が示されているが、例えば都市ガスでは最も供給効率のいい大手事業者の料金を目安料金としている。過去の資源エネルギー庁の調査では都市ガス会社間の料金格差は約3倍の開きがあると指摘されている。電力料金についても、格差の大小はあっても基本的には同様の構造である。他方、L Pガスの料金表示 706 円/m³の単価設定について、L Pガスは、各部門のCO₂排出実態統計調査の結果をもとに算出したとあるが、これは、サンプリング調査の平均値であり、他のエネルギーと同条件での料金比較となっていない。L Pガスも企業努力により低価格なL Pガス料金を実現し、ホームページ上で公表している事業者があるので、そのような事業者の料金を基準にL Pガスの目安料金を算定する方が公平と考える。</p> 料金表記によるエネルギー選択誘導に繋がることへの懸念 <p>L Pガス事業は、災害に強い個別分散型の供給形態や液石法の規制等による高度な保安維持への対応により、供給に係る経費が他のエネルギーに比べて高コストになりやすい特徴がある。しかし、一方で地域密着や消費者に寄り添った様々な付帯サービスの提供等、他エネルギー事業者と比べて優れたパフォーマンスを示している部分もある。</p> 	

	<p>そもそも、再生可能エネルギー 100% とすることが非現実的であり、省エネルギーをどのようなエネルギー・ミックスで行うかの議論も定まっていない段階において、省エネラベル表示は、省エネルギー推進に当たり各エネルギーがそれぞれ省エネ効率を高めることを促進するための方策としてあるべきで、各エネルギーに対して本来的に本施策は中立的であるべきである。その意味で、あたかも他のエネルギーへの転換を誘導するような料金表示制度自体に問題があるのではないか。</p> <p>総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ 取りまとめ参考 https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326004/20210326004-2.pdf</p> <p>目安料金制度は、異なるエネルギーを目安料金という一つの物差しで測っており、あたかも LP ガスが高額なエネルギーとして取り扱われ、結果として最終消費者への誤解または錯誤を招くものとなっていると言わざるをえない。そのような政策を意図的に進めているとの誤解を招くのではないか。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 告示（案）11-4 年間の目安ガス料金の算出内容について <p>エネルギー間の料金比較となる単価設定について、LP ガス単価を 706 円/m³ として電気・都市ガスの料金と比較するのは不公平である。</p> <p>電 力：東京電力エナジーパートナー（株）・関西電力（株）の一般料金を用いて算出</p> <p>都市ガス：東京ガス（株）・大阪ガス（株）の一般料金を用いて算出</p> <p>LP ガス：関東・関西の 10 m³ のモニター料金と思われるものの平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LP ガスは中小零細企業が大多数占めており、かつ、LP ガスの単価設定はその 10 m³ モニター料金（基本料金 + 従量料金の合計料金）を単純に割かしたものである。 ・ 電力・都市ガスは自由化以前に供給エリアの設定があり、消費者が密集するなど面のメリットを活かした供給効率の良さがある。一方、LP ガスは全国

	<p>どこにでも供給が可能であるというメリットを有しているが、必ずしも電力・都市ガスのような供給エリアの面のメリットである供給効率を有しておらず、そのため基本料金が高めの設定となっている。このような状況を考慮し、エネルギー間の料金比較には基本料金を除いた従量料金で比較検討すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較する企業規模の公平性の観点にも問題があるが、例えば、消費者件数30万軒以上の企業を選別して、各社のHPで公表している料金の従量料金で比較することも一つの方法ではないか。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 単位エネルギー当たりの単価は各エネルギーとも、販売事業者の提示する単価の平均値から算出できるかと思いますが、各家庭におけるエネルギー消費機器の、エネルギー別総支払料（エネルギー使用総量）は <ul style="list-style-type: none"> ○ その家庭におけるエネルギー消費機器の使用状況 ○ その過程におけるエネルギー機器の設置場所 ○ エネルギー消費機器の設置場所から使用末端までの経路 これらにより大きく異なってきます。 標準家庭という括りだけでは消費者に間違った印象を与えかねない情報を、行政の主導で発信するのは危険ではないでしょうか。 標準家庭においても <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族がまとまった時間にお風呂を済ませるご家庭にはこちらのタイプ ○ ライフスタイルが様々で、様々な時間にお湯を使いたいご家庭にはこのタイプ といった、実際の生活様式に合わせた提案の方が、より実数に近い情報提供になるかと思います。 ● 消費者保護の為に行う情報提供が、大手主導の偏った情報発信になってしまったら、特定エネルギー販売事業者の為の政策で会って消費者の為にはならないです。 	<p>【6の御意見に対する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度では、温水機器に係る統一省エネラベルで表示する多段階評価点や、機器を1年間使用した場合の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金が、一定の前提の下に算出されたものであることを消費者に明確に示すとともに、統一省エネラベル上のQRコードを読み取った先のページにおいて、機器を使用する条件（地域や世帯人数等）に合わせて、目安料金を算出できること等を分かり易く伝え、消費者が、より実態に即した情報で省エネ機器の選択を行えるようにしたいと考えております。 ● なお、各温水機器のエネルギー消費量算出に当たっては、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループの取りまとめを踏まえ、給湯負荷を揃えるため、季節による気温・給水温度変化がより詳細に考慮されている電気温水機器の給湯負荷（JIS C9220(2018)）を活用して、各エネルギー消費量を算出しています。また、ご指摘のように、消費者がそれぞれ実際の生活様式に合わせて機器の選択を行えるように、統一省エネラベル上のQRコードを読み取った先のページで、地域や世帯人数の他、エネルギー単価を任意で設定可能にすることを検討しております。

		<ul style="list-style-type: none"> さらに、消費者に対し統一省エネラベルに関する説明機会が多い小売事業者に対して、制度内容及び統一省エネラベルの活用方法について、十分なご理解をいただくため丁寧な情報提供を行うよう努めます。
7	<ul style="list-style-type: none"> 別添6, 7, 9の新ラベルについて 新ラベルにより、消費者が正しく省エネ機器を選択できているかどうか、施行後の確認(効果検証:機器選択の実態把握やラベル効果についての実証実験等)をお願いしたい。また、その確認により何らか課題が見つかった場合には、消費者のためにも速やかに制度変更等の対応をお願いしたい。 11-5(2)、12-5(2)19-5(1)(2)の表から分る通り、条件が異なると、表示されている数値と、消費者にとっての評価・料金とが大きく異なる場合があるため、ラベルの記載と異なる条件の消費者が、ラベルの記載内容だけで機器選択すると、非省エネ機器を選択してしまう恐れがある。そういう誤認が発生しないよう、条件やQRコードを目立たせる新ラベルを作成したものと考えるが、それが実際に機能しているかどうか、確認(効果検証)が必要と考えるため。 11-5(2)年間の目安のガス料金について 料金単価の設定の仕方には賛成するが、年間の目安ガス料金を表示すること自体については、施行後の消費者の声も踏まえつつ、課題が見つかった場合には、速やかに表示の見直し等の対応をお願いしたい。 料金単価は、ラベルに記載している条件と合わせる必要があると考えるため、設定の仕方には賛成する。一方で「小売事業者表示判断基準ワーキンググループ(第6回)」の資料2に「灯油価格やガス価格は、原料価格の影響を直接受けることから、期間の価格変動が大きく、供給会社間の価格差が大きいため、「正確さを欠く」とともに「消費者の信頼を失うことになりかねない」という記載があった。このことから、ラベルの信用性を損なわないとても、目安料金の表示については、施行後の消費者の声を踏まえて見直しの是非を判断する必要があると考えるため。 	<p>【7、8の御意見に対する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度では、温水機器に係る統一省エネラベルで表示する多段階評価点や、機器を1年間使用した場合の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金が、一定の前提の下に算出されたものであることを消費者に明確に示すとともに、統一省エネラベル上のQRコードを読み取った先のページにおいて、機器を使用する条件(地域や世帯人数等)に合わせて、目安料金を算出できること等を分かり易く伝え、消費者が、より実態に即した情報で省エネ機器の選択を行えるようにしたいと考えております。 また、消費者に対し統一省エネラベルに関する説明の機会が多い小売事業者に対して、制度内容及び統一省エネラベルの活用方法について、十分なご理解をいただくため丁寧な情報提供を行うよう努めます。 さらに、令和3年3月26日の総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループの取りまとめにおいては、政府の取組として、「省エネ性能の優れた機器の選択を促すため新しい『統一省エネラベル』等の認知度を高めるよう、小売店・ECサイトでどのくらい提示されているのかやQRコードの活用実態を把握し、普及啓発等の必要な措置を講ずるよう努めること。」「小売事業者表示制度について、認知度や省エネ性能の優れた製品の選択の一助になっているかを定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うよう努めること。」としております。

8	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や世帯人数が異なる場合は、誤認がないように、単に省エネ性能ラベルの表示内容の確認だけではなく、必ず QR コードから該当する Web ページにアクセスし、使用実態に合った多段階評価点と年間目安エネルギー使用料金を確認する必要があり、次のとおり要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や世帯人数が異なる場合は、必ず QR コードから該当する Web ページにアクセスし、使用実態に合った多段階評価点と年間目安エネルギー使用料金を確認するように消費者を確実に誘導するような対応を願いたい。 ・地域や世帯人数が異なる場合は、消費者が省エネ性能ラベルの QR コードから該当する Web ページにアクセスし、使用実態に合った多段階評価点と年間目安エネルギー使用料金を確認しているか等実効性のある仕組みになっているか実態を調査し、その結果を公表するとともに、実効性を伴っていない場合は制度自体を見直してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本制度の効果検証については、取りまとめを踏まえつつ、制度の普及・広報とともに、今後検討いたします。
---	--	---